（スタッフ弁護士養成事務所名簿の登録事項の変更、登録の有効期間等）

第六条　スタッフ弁護士養成弁護士は、スタッフ弁護士養成事務所名簿の登録事項に変更があったときは、その旨を本会に届け出なければならない。この場合において、本会は、必要があると認めるときは、本会のホームページに掲載された情報を修正する。

2　スタッフ弁護士養成事務所名簿の登録の有効期間は、登録された年度限りとする。

3　スタッフ弁護士養成弁護士は、登録された年度の翌年度も継続して登録を受けようとするときは、第三条又は前条の規定にかかわらず、本会が求める書面を本会に提出すれば足りるものとする。この場合において、本会は、継続して登録することが不適当と認める特段の事情がない限り、継続してスタッフ弁護士養成事務所名簿に登録する。

4　前項の場合において、継続して登録することが不適当と認める特段の事情があるときについては、第三条第九項の規定を準用する。

第三章　スタッフ弁護士養成費用援助

（スタッフ弁護士養成費用援助金の給付）

第七条　本会は、スタッフ弁護士養成弁護士が一定期間の養成の後常勤スタッフ弁護士に就任することを条件としてスタッフ弁護士候補者を雇用した場合、その申請により、スタッフ弁護士養成費用援助金を給付する。

2　スタッフ弁護士養成費用援助金の給付を受けるスタッフ弁護士養成弁護士がスタッフ弁護士候補者を雇用して養成を行う期間は、一年以上でなければならない。ただし、当該スタッフ弁護士候補者が一定の弁護士経験を有する場合その他特段の事情があると認められる場合は、二か月以上の期間に短縮することができる。

3　スタッフ弁護士養成費用援助金は、次の各号に掲げる養成期間に応じ、当該各号に定める額の範囲内で支出し、返還を要しない。

一　一年以上　スタッフ弁護士候補者一人当たり百万円

二　一年未満　スタッフ弁護士候補者一人当たり十万円に養成期間の月数（一か月に満たない期間は算入しない。）を乗じて得た額であって、八十万円を超えない額

（スタッフ弁護士養成費用援助金の給付の申請）

第八条　スタッフ弁護士養成弁護士は、養成期間が一年以上である場合にあっては雇用の日から二年を経過する日までに、一年未満である場合にあっては雇用の日から一年を経過する日までに、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会を経て、養成を行う期間、内容等の計画を明示して、申請書その他本会が求める書類を本会に提出することにより、スタッフ弁護士養成費用援助金の給付を申請することができる。ただし、次の各号に掲げる養成期間に応じ、当該各号に定める期間は、申請することができない。

一　一年以上　雇用の日から四か月を経過する日までの期間

二　一年未満　雇用の日から二か月を経過する日までの期間

2　本会は、前項に規定する申請可能な期間内の申請であること。

一　前項に規定する申請があった場合であって、当該申請が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、前条第三項各号に定める額の範囲内で相当と認める額の援助金を給付する。

二　雇用したスタッフ弁護士候補者に勤務弁護士としてふさわしい賃金の支給又は所得の保障をしていること。

三　雇用したスタッフ弁護士候補者が、雇用の日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任する旨約していること。

四　その他申請の趣旨がスタッフ弁護士養成費用援助金の給付の目的に適合していること。

3　スタッフ弁護士養成費用援助金の給付を受けるスタッフ弁護士養成弁護士は、本会に対し、次に掲げる事項を約さなければならない。

一　雇用したスタッフ弁護士候補者に、第一項に規定する申請の際に明示した養成期間中、常勤スタッフ弁護士に就任するために必要な公益的活動の実務経験を積ませること。

二　スタッフ弁護士候補者の雇用の日から三年を経過する日までに、当該スタッフ弁護士候補者を常勤スタッフ弁護士に就任させること。

三　次条第一項各号に規定する事由が生じたときは、直ちにスタッフ弁護士養成費用援助金を返還すること。

四　その他この規則の規定に従うこと。

（スタッフ弁護士養成費用援助金の返還）

第九条　本会は、次に掲げる事由が生じたときは、第七条第三項の規定にかかわらず、スタッフ弁護士養成弁護士（スタッフ弁護士養成弁護士であった者を含む。以下この章において同じ。）に対し、スタッフ弁護士養成費用援助金の返還を求めなければならない。この場合において、当該スタッフ弁護士養成弁護士は、直ちに返還しなければならない。

一　スタッフ弁護士候補者の雇用の日から三年を経過する日までに、雇用したスタッフ弁護士候補者が常勤スタッフ弁護士に就任しなかったとき。

二　雇用したスタッフ弁護士候補者が、スタッフ弁護士養成事務所に所属しなくなった場合であって、当該スタッフ弁護士候補者の雇用の日から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任しないことが確実となったとき。

三　スタッフ弁護士養成弁護士（弁護士法人である場合にあっては、その社員を含む。次号において同じ。）がスタッフ弁護士養成費用援助金の給付の趣旨に著しく反する行為をしたとき。

四　スタッフ弁護士養成弁護士が懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

2　本会は、前項各号に規定する事由が生じたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該スタッフ弁護士養成弁護士の申請により、理事会の承認を得て、スタッフ弁護士養成費用援助金の返還を猶予し、又はその全部若しくは一部の返還を免除することができる。

3　前項の申請をしようとするスタッフ弁護士養成弁護士は、同項のやむを得ない事情があることを証明する資料を添付して、本会に対し、書面により、猶予又は免除の申請をしなければならない。

（スタッフ弁護士養成費用援助金の給付に伴う報告義務）

第十条　スタッフ弁護士養成費用援助金の給付を受けたスタッフ弁護士養成弁護士は、スタッフ弁護士候補者の雇用の日から三年を経過する日までの間、毎年一回、スタッフ弁護士候補者の養成の状況その他本会が求める事項を、本会及び所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、報告しなければならない。本会が特に報告を求めたときも、同様とする。

第四章　スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助

（スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付）

第十一条　本会は、スタッフ弁護士養成弁護士が、一定期間の養成の後常勤スタッフ弁護士に就任することを条件としてスタッフ弁護士候補者を雇用し、若しくは養成課程スタッフ弁護士を採用し、又はこれらを予定する場合であって、雇用又は採用に際し、スタッフ弁護士養成事務所の施設の改装、拡張（弁護士法人にあっては、従たる法律事務所を設置することを含む。以下同じ。）若しくは移転をし、又は備品購入等をするために、出捐を必要とする、又は必要な出捐をしたときは、その申請により、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金を給付する。

2　スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金は、雇用するスタッフ弁護士候補者及び採用する養成課程スタッフ弁護士の数にかかわらず、スタッフ弁護士養成事務所ごとに二百万円の範囲内で支出し、返還を要しない。

3　第一項の規定にかかわらず、スタッフ弁護士養成弁護士又はスタッフ弁護士養成事務所の他の弁護士（他の弁護士であった者を含む。）が弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号。以下「過疎・偏在対策事業規則」という。）第六十四条第二項の規定により新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受けているときは、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金は、給付しない。

（スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付の申請）

第十二条　スタッフ弁護士養成弁護士は、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会を経て、申請書その他本会が求める書類を本会に提出することにより、スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を申請することができる。